

阪神高速道路株式会社経営改善委員会設置要領

(設置)

第 1 条 対距離料金制への移行に当たり、一層の経営改善を推進するため、阪神高速道路株式会社（次条において「会社」という。）に、阪神高速道路株式会社経営改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、コスト縮減、発注の競争性・透明性の向上、お客さまサービスの向上等の会社の経営改善に関する計画について審議し、会社に提言する。

2 委員会は、前項の提言に基づく会社の経営改善の実施に関し、必要な助言を行う。

(委員会の組織)

第 3 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、社長が委嘱する。

2 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 5 条 委員会に関する事務は、関係部室の協力を得て経営企画部において行う。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 5 日から施行する。